

静岡農林水産物認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県産農林水産物に対する県民の安心と信頼を確保することを目的に、生産段階における農林水産物の安全性確保及び情報提供のシステムを認証するしずおか農林水産物認証制度について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「安全性確保及び情報提供のシステム（以下、「システム」という。）」とは、生産管理・労働安全等、内部検査、内部研修、情報提供及びコミュニケーションの仕組みをいう。
- (2) 生産者とは、県内で農林水産物を生産する個人、法人又は組織をいう。
- (3) 認証取得者とは、第5条の規定により認証を取得した生産者をいう。

(対象)

第3条 認証の対象は、生産者が運用するシステムとする。

(申請)

第4条 認証の申請をしようとする生産者は、別に定めるところにより知事に申請するものとする。

(認証)

- 第5条 知事は、前条の規定により申請があったときは申請内容を審査し、別に定める基準に照らし適当と認めるときは、認証するものとする。
- 2 知事は、前項の認証にあたり別に定めるしずおか農林水産物認証審査会（以下、「認証審査会」という。）の意見を聴くものとする。
 - 3 認証の開始は、認証書交付式が開催される日付からとする。

(認証の表示)

- 第6条 認証取得者は、認証マークを使用することができるものとする。
- 2 認証マークの規格、使用方法等については別に定める。

(認証の維持)

- 第7条 知事は、認証取得者のシステムが適正に運用されているかどうかを確認するために、原則として年1回維持審査を行うものとする。
- 2 維持審査において、状況等の改善の必要があると認められるときは、認証取得者に対し、必要な措置を講じるよう指示することができるものとする。

(認証の有効期間)

第8条 認証の有効期間は、認証の日から認証の日以後3年を経過する日が属する四半期の末日までとする。

ただし、認証取得者が複数の認証を受ける場合の有効期間は、認証の日から既に受けた認証の有効の期日の末日までとする。

2 前項の有効期間は、認証取得者の申請により更新できるものとする。

(認証取得者の遵守事項)

第9条 認証取得者は、関係法令を遵守するとともに、システムの適正な運用に努めなければならない。

2 認証取得者は、県が行う維持審査に誠実に対応しなくてはならない。

3 認証取得者は、ホームページ等を活用して農林水産物のシステムに関する情報の提供に努めなければならない。

(認証の取り消し)

第10条 知事は、維持審査において不適正な事実を確認した場合、前条に規定する遵守事項に反する事実を確認した場合、又は認証制度の信頼を著しく損ねる事実を確認した場合は、その認証を取り消すことができる。

2 知事は、認証の取消しを行う場合、原則として認証審査会を開催し、その意見を踏まえて、取消しの決定を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は平成18年6月9日から施行する。

附則 この改正は平成19年9月20日から施行する。

附則 この改正は平成23年8月25日から施行する。

附則 この改正は平成25年11月6日から施行する。

附則 この改正は平成29年6月30日から施行する。

附則 この改正は平成30年4月1日から施行する。